

被災者生活再建支援金の申請期限延長のお知らせ

東日本大震災で住宅が被災した人々の生活再建を支援する「被災者生活再建支援金」の申請期限が、次のとおり延長となりましたのでお知らせします。

申請方法などの詳細については、市被災者支援室まで相談してください。

▽基礎支援金

住宅の再建方法	支給額		申請に必要な書類	延長後の 申請期限
	複数世帯	単身世帯		
全壊	100万円	75万円	り災証明書・預金通帳の写し	平成25年 4月10日
解体(半壊、大規模半壊、敷地被害による)	100万円	75万円	り災証明書・解体証明書・預金通帳の写し	
大規模半壊	50万円	37.5万円	り災証明書・預金通帳の写し	

▽加算支援金

住宅の再建方法	支給額		申請に必要な書類	延長後の 申請期限
	複数世帯	単身世帯		
建設・購入	200万円	150万円	契約書	平成30年 4月10日
補修	100万円	75万円	契約書(または見積書および領収書など)	
賃貸(公営住宅以外)	50万円	37.5万円	契約書	

震災関連死に対する災害義援金および災害弔慰金交付のお知らせ

東日本大震災により死亡または行方不明となった場合に交付している「災害義援金(死亡または行方不明者見舞金)」および「災害弔慰金」は、次のような事例が原因で亡くなった場合も震災関連死として対象としています。

該当すると思われる場合は、市被災者支援室まで相談してください。

【震災関連死の原因となる事例】

- ・震災による直接的な傷病
- ・交通事情などによる初期治療の遅れ
- ・病院の機能停止による既往症の増悪
- ・避難所などでの生活による肉体・精神的疲労
- ・地震のショック、余震への恐怖
- ・救助、救護活動などの激務 など

世界の人人々に誇れる 美しいまちを目指して



二月二十九日に平成二十四年第一回定例会が開会し、戸羽太市長、横田祐祐教育委員長が、平成二十四年度の基本方針について演述を行いました。その内容を要約してお知らせします。

東日本大震災から一年が経とうとしています。その傷跡はまだ癒えるものではありません。

私たちは、大地震と大津波という自然の脅威とその災禍の大きさに衝撃を受けましたが、人とのつながり・絆・支え合いこそがかけがえのないものであることを改めて認識しました。

三月十一日には岩手県と合同で追悼式を行い、復興に全力で取り組むことを誓う日とします。

震災復興計画

国では、復興の司令塔とな

る復興庁が発足し、復興施策が被災地域の立場に立つて強力に推進され、被災地再生が加速されるものと期待しています。

本市では、震災復興計画を策定し、「世界に誇れる美しいまち」「ひとを育て命と絆を守るまち」「活力あふれるまち」の三つを基本理念に、震災を教訓とし、防災性の強化、地域コミュニティの再生、協働の精神を生かした新しいまちを創るといった気概のもと、着実にスピードをもって復興を目指します。

被災者の生活再建や被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、だ

れもが住んでみたいと思う、心豊かに安心して暮らし、安定した生活ができるまちづくりを進めます。

予算編成方針

復興・復興を最優先課題として、震災復興計画に基づき実施可能な事業を盛り込むとともに、喫緊の課題である雇用の確保、産業の再建などを図るため、一般会計においては660億5800万円と、過去最大の予算規模となり、前年比511.6%増になりました。また、下水道事業特別会計も災害復旧費が多額となったことなどから、他の五つの特別会計を合わせた全会計の総額は739億円となり、前年度比較326.6%の増になりました。

復興のまちづくりの基本方向

■「災害に強い安全なまちづくり」

海岸保全施設などの整備、高台移転や避難道路網整備、自主防災組織再構築や防災意識啓発などのソフト対策の三つを組み合わせた複合的な津波対策を図り、市域防災計画の再整備、通信体制の強化、

自主防災組織の再構築など多面的な取り組みを行います。救援救護体制は、消防団員などの安全を最優先とした消防計画とし、消防庁舎は安全な高台へ整備します。また、消防屯所は地域防災拠点として順次計画的に整備しながら整備改善に努めます。

■「快適で魅力のあるまちづくり」

災害廃棄物処理は、太平洋セメント(株)大船渡工場のプラント復旧と除塩施設の増設により処理が進む予定です。今泉、高田両地区は、山側を盛り土してコンパクトな市街地とするため、被災市街地復興土地区画整理事業の推進に取り組みます。

被災した住居地域は、住民意向を踏まえながら高台への移転促進などを図り、安全な居住区域の早期整備と地域コミュニティの再生に向けた防災集団移転促進事業の推進に取り組みます。

三陸道は市内全区間の早期供用開始を目指し、長部地区のインターチェンジと今泉地区避難用出入口の設置を新たなまちづくりと連動します。

市道は道路網の防災機能がより効果的になるよう、国県

道との連動した整備を進めます。

公共交通はJR大船渡線の早期復旧を要請し、路線バスなどによる移動手段の確保に努めます。

■「市民の暮らしが安定したまちづくり」

被災者が早期に入居可能な災害公営住宅の整備を岩手県と協力して推進します。

被災住宅の再建は、宅地の復旧、住宅の新築・購入・補修費用への補助と、その借入金への利子補給を行うことにより、経済的負担の軽減を図り「持ち家」による住宅再建を支援します。

水道施設は、自然災害に強い水源確保の調査を実施します。また、国の事業に該当しない個別の高台移転などの水道工事費用の一部を補助します。

被災した浄化センターは、平成二十六年の処理業務再開を目指して復旧工事を進めます。

保育施設の復旧に努め、土曜の午後保育や延長保育の実施など、被災による保護者の生活の変化に対応する保育サービス充実を図ります。

保健福祉総合センターなど関係施設の集約化による保健

医療福祉総合エリアの創設に努めます。

医療費助成は、新年度から扶助対象を九歳児までに拡大します。

地域包括ケアアドバイザーを設置し、健康生活状況調査の実施、健康相談員の家庭訪問など、被災者などの健康保持に努めます。

高齢者などの総合相談、デイサービスなどを提供するサポート拠点を整備します。

障がいがあることを共に意識することなく生活できるように、ユニバーサルデザインの考え方で施設が整備されるよう努めます。

「活力あふれるまちづくり」

農地および農業用施設の復旧により、早期営農再開を目指します。

被災農家経営再開支援事業に取り組み、農地の流動化や利用集積、遊休農地の活用を検討します。

新技術と気候特性を活かした農業生産を進め、付加価値をつけた加工品の開発など6次産業化を推進します。

総合営農指導センターを再構築し、営農指導体制の強化と新規就農者育成体制の確立を目指します。

被災した林道の早期復旧を図り、木材需要の掘り起こしと、被災した製材工場への支援を図ります。

地元木材の公共施設整備や一般住宅などへの利用を促進します。

漁港や漁場のガレキの撤去により漁港施設などの早期復旧を進めるとともに、漁協を核とした協業化などにより、

漁船などの確保や養殖施設などの整備を支援し、定置網や養殖漁業などの早期再開を促進します。

長部漁港水産加工団地の復旧とともに、漁港背後地などを活用した水産関連業務団地の形成を促進します。

被災した中小企業者の事業資産の復旧整備と事業早期再建を図られるよう取り組みます。

太陽光型植物工場の立地とともに、浜田川地区の大規模施設園芸団地化に向けて取り組みます。

陸前高田ふるさとハローワークの業務を再開し、就業相談の充実を図ります。

宿泊需要に対応するため、廃校校舎を利用した宿泊施設を整備します。

「環境にやさしいまちづくり」

自然エネルギーの活用は、一般家庭への導入支援の充実と、公共施設に災害時に対応する太陽光発電システムなどの整備を促進します。

「協働で築くまちづくり」

被災者の高台などへの住居移転は、これまでのコミュニティが継続できるよう配慮し地区コミュニティの再生を図ります。

津波で流出したコミュニティ施設は、高台移転と地域防災拠点としての整備を検討します。

シンガポールからのご協力により、コミュニティホールの整備を進めます。

地域コミュニティや自主防災組織の拠点となる自治会館などの改修を支援します。

復興元年・ゼロからのスタート

新たに生まれ変わる陸前高田市は、すべての市民、来訪者が笑顔で過ごせる「ノーマライゼーション」という言葉

のいない、世界の人々に誇れる美しいまち、住む人たちの心が美しいと言われるような、新しい陸前高田市、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造に全力でまい進

みます。

教育委員長教育行政方針演説



横田祐佑教育委員長

今般の大震災により一

変した教育条件・教育環境などの実情を踏まえ、生涯学習推進体制の再構築を図るとともに、将来のまちづくりを担う子どもたちを育成する学校教育の充実に努めます。

「生涯学習の推進」

被災した社会教育施設の機能回復を図ります。また、地域活動の推進や、住民の学習・交流機会の提供に努め、地域コミュニティの再生を支援します。

「学校教育の推進」

自学自習支援および基礎的・基本的内容の定着を目的とした「学びの部屋」「英語の部屋」などを開設し、確かな学力の向上を目指します。また、家庭、地域、関係

機関との連携を図りながら、長期にわたる「子どもたちの心のケア」に取り組むとともに、「減災」の考え方を踏まえた実践的・系統的な防災教育の構築に努めます。

「学校教育環境の整備」については、被災した学校施設の早期復旧工事の実現に努めます。また、効率的なスクールバスの運行により、通学などの安全性・利便性を保障していきます。

「スポーツの振興」

学校体育施設などを活用することにより、スポーツに親しむ機会の拡充に努めるとともに、体育協会や競技団体などとも連携しながら、スポーツの普及奨励に取り組みます。

「芸術文化の振興」

各種芸術文化団体などとの連携・協働を進め、豊かな文化活動の実現を図ります。また、遺跡緊急発掘調査事業における迅速な対応に努めます。

● 健診結果を活かして健康づくりをしよう！ ●

～食生活を見直し生活習慣病を予防しよう～

好みにまかせて好きなものばかり食べていませんか？偏った食事を続けていると、栄養のバランスも悪くなり、肥満をはじめ、脂質異常や高血圧、高血糖など生活習慣病の土台を作ってしまいます。特に健診結果で所見がある人は、定期的に体重測定を行い、体重の変化を自分の食生活などと重ね合わせて振り返ることが大切です。できることから改善してみましょう。

～自分の適正体重を知りましょう～

適正体重（BMI 22）に近いほど疾病が少ないと言われています。

$$\text{適正体重} = \text{身長}(\text{m}) \times \text{身長}(\text{m}) \times 22$$

$$\text{BMI} = \text{体重}(\text{kg}) \div \text{身長}(\text{m}) \div \text{身長}(\text{m})$$

※例えば、身長160cm、体重60kgの人は
適正体重は $1.6 \times 1.6 \times 22$ で56kgとなります。
この人のBMIは $60 \div 1.6 \div 1.6$ で23となります。標準の範囲です。

BMI（肥満指数）の判定	
やせ	18.5未満
標準	18.5～25.0未満
肥満	25未満

～食生活の見直しポイント～

○1日3食規則正しく、バランスよく食べる習慣をつける

- ・朝食は必ず食べましょう。体と脳にエネルギーが補給でき1日の活動源になります。
- ・1日2食は、ドカ食いや間食につながり、肥満の原因になります。
- ・夕食後は食べないようにしましょう。夕食もできるだけ就寝前2～3時間前までに済ませてください。胃腸が十分休めず、翌朝、食欲がわかず欠食の原因にもなります。
- ・主食、主菜、副菜を揃えて食べましょう。栄養のバランスがよくなります。

○ゆっくり よく噛んで食べましょう

- ・よく噛むことで食べすぎを防ぎ、消化吸収も良くなります。
- ・脳の働きの活性化にもつながります。

○低脂肪、減塩のコツを覚えておいしく食べましょう

《カロリー&脂肪分カットのコツ》

- ・肉だけではなく、魚をもっと食べましょう。
- ・肉は脂身を除いたり、脂身の少ない部位を選びましょう。
- ・フライパンなどフッ素樹脂加工の調理器具を使用すると油の使用量が少なくてすみます。
- ・バターやラードの使用はほどほどに。
- ・調理法によりカロリーが違ってくることを覚えましょう。

《野菜摂取量アップのコツ》

- ・汁物は具たくさんにしましょう。
- ・きんぴらなどつくり置きのおかずをつくっておきましょう。
- ・生野菜で食べるより加熱することでかさが減り、多く食べられます。
- ・野菜が十分取れないときは野菜ジュースを活用しましょう。

《塩分カットのコツ》

- ・しょうゆは上からかけないで、小皿にとってつけて食べましょう。
- ・酢やレモンの酸味や「だし」のうまみ、スパイスや香味野菜を利用しましょう。
- ・ラーメンなどの麺類は汁を残しましょう。
- ・漬物は大皿ではなく、各々小皿に分けましょう。魚卵、塩辛などはほどほどにしましょう。

調理法によるカロリーの違い



【問い合わせ先】健康推進課保健係（内線232）

■放射能測定結果一覧（2月分）

国の安全基準の目安（地上1mで毎時1マイクロシーベルト）を、すべての地点で下回っています。

※市の基準は、すべての高さで毎時1マイクロシーベルト

（単位：μSv/時）

測定月日	測定場所	場所（詳細）	測定結果			備考
			5cm	50cm	100cm	
H24.2.22	生出コミセン	玄関右脇雨樋	0.36	0.24	0.15	
H24.2.22	二又診療所	玄関前	0.11	0.10	0.10	
H24.2.22	飯森公民館	玄関左側雨樋	0.73	0.39	0.21	
H24.2.24	横田コミセン	西側倉庫北西角雨樋	0.52	0.33	0.21	
H24.2.24	最終処分場	埋設場所	0.19	0.17	0.17	
H24.2.22	竹駒コミセン	正面西側軒下	0.29	0.19	0.17	
H24.2.22	市役所庁舎前	南側1号棟出入口	0.05	0.04	0.04	
H24.2.22	サンビレッジ	玄関右側軒下	0.55	0.22	0.14	
H24.2.22	モビリア	センターハウス左側雨樋	0.85	0.35	0.19	
H24.2.22	矢作保育所	遊戯室前雨樋	0.13	0.12	—	
H24.2.27	下矢作保育園	玄関前雨樋	0.39	0.18	—	
H24.2.27	横田保育園	園庭	0.14	0.13	—	
H24.2.27	竹駒保育園	玄関前	0.17	0.13	—	
H24.2.27	長部保育所	園出入口排水口	0.11	0.09	—	
H24.2.27	高田保育所	すみれ軒下	0.16	0.12	—	旧米崎保育園
H24.2.27	米崎保育園	のぼり棒下	0.08	0.07	—	
H24.2.27	小友保育所	運動場中央	0.08	0.08	—	
H24.2.27	広田保育園	園庭中央	0.09	0.07	—	
H24.2.22	矢作小学校	遊具付近	0.17	0.16	—	
H24.2.22	気仙中学校	旧矢作小学校グラウンド	0.08	—	0.08	
H24.2.22	横田小学校	遊具付近	0.14	0.14	—	
H24.2.22	横田中学校	仮設グラウンド	0.09	—	0.09	
H24.2.22	竹駒小学校	遊具付近	0.12	0.14	—	
H24.2.22	長部小学校	遊具付近	0.11	0.11	—	
H24.2.24	高田小学校	グラウンド	0.07	0.07	—	
H24.2.24	第一中学校	南側仮設グラウンド	0.08	—	0.08	
H24.2.24	米崎小学校	仮設グラウンド	0.08	0.08	0.07	
H24.2.22	小友小学校	グラウンド	0.09	0.10	0.10	
H24.2.22	小友中学校	グラウンド（テニスコート）	0.10	—	0.10	
H24.2.22	広田小学校	校舎前	0.12	0.11	0.10	
H24.2.22	広田中学校	グラウンド	0.09	0.09	0.09	

※当面の間、毎月1回これらの地点で継続して測定していきます。

【問い合わせ先】 市民環境課環境安全係（内線130）、保育所（園）は社会福祉課（内線201）、小・中学校は学校教育課（内線314）

たのに、ローンは残って支払いが難しい」「事業を再開したいが、地震で壊れた設備の負債が残っている」などの悩みを持つ人を対象に相談会を開催します。

▽日時

〔1〕3月29日(木)午前10時～午後3時

〔2〕4月10日(火)午前10時～午後3時

▽会場 市役所

▽内容 「私的整理に関するガイドライン」に基づく、債務の整理についての相談

詳しくは、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会岩手支部(☎019-606-3622)まで。

「がんばろうニッポン愛は勝つ」プロジェクト ミニライブと炊き出しを開催

アップフロントエージェンシーおよび関連会社の所属タレントが、プロジェクトを立ち上げ、ミニライブを行うほか、花畑牧場の炊き出しを行います。

▽期日 3月25日(日)

▽日程

・午後1時～2時 ミニライブ(出演:堀内孝雄、高山巖、田中義剛、KAN、兵藤ゆき、飯田香織、小川麻琴、みやさと奏)

・午前11時30分～ 花畑牧場の炊き出し

▽会場 専修職業訓練校跡地(高田小学校となり)

詳しくは、商工観光課観光交流係(内線183)まで。

4月から市立保育所の運営が変わります 開所時間延長と土曜の午後保育を実施

市は、4月から市立保育所の開所時間を次のとおり変更するとともに、希望者に対し、土曜の午後保育を実施します。

▽平日の開所時間 午前7時30分～午後6時30分

▽土曜の午後保育

・高田、小友、長部保育所 午前7時30分～午後4時30分

・矢作保育所 午前7時30分～午後1時(現行どおり)

詳しくは、社会福祉課児童福祉係(内線201)まで。

4月の乳幼児健診のお知らせ

今後、乳幼児健診の日程を毎月15日号でお知らせしていきます。

▽健診名・期日・対象

【2歳6か月児歯科検診】

・期日 4月18日(水)

・対象 平成21年9月～10月生まれの子ども

【3歳6か月児健診】

・期日 4月25日(水)

・対象 平成20年10月～11月生まれの子ども

▽受付時間 午後1時～1時15分

▽会場 竹駒コミセン

▽持参するもの 母子健康手帳、問診票(これらを持っていない人は、健康推進課にお越しください)

※3歳6か月児健診では、尿検査を実施します。

詳しくは、健康推進課保健係(内線232・233)まで。

紙上年金教室

前納制度と被保険者の種類について

国民年金保険料の納付は前納制度を利用するとお得です。

国民年金では、保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があり、口座振替による「前納」と現金納付やクレジットカード納付による「前納」があります。

その中でも、口座振替で「前納」をすると現金納付やクレジットカード納付による「前納」より割引額が多くお得です。

例えば平成24年度保険料で計算すると

1 毎月納付

14,980円×12月=179,760円

2 現金・クレジットカード前納

176,570円(毎月納付より3,190円割引)

3 口座振替前納

175,990円(毎月納付より3,770円割引)

新年度を迎えるにあたり、検討してみたいかがでしょうか。

年金の被保険者の種類はどうなっているの？

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することとなっています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれていて、それぞれ加入手続きが異なります。

○第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の人などで、自らが市役所で加入手続きをします。

○第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している人で、加入手続きは勤務先が行います。

○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の人で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

震災特例による保険料減免の申請は今年の3月31日までです。

平成24年4月

社会保険
相談日程

4月19日(木) 市役所3号棟第1会議室 午前10時30分～午後3時30分
相談には事前の予約が必要です。申し込みは、一関年金事務所(☎0191-73-4246)まで。



協会けんぽから

保険料率を改定

全国健康保険協会では、4月から保険料率を改定します。岩手支部の健康保険料率は、9.45 ㍊から9.93 ㍊、介護保険料率は全国共通で1.51 ㍊から1.55 ㍊になります。

詳しくは、協会けんぽ岩手支部（☎019-604-9009）まで。

人事院から

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、国家公務員採用総合職試験および一般職試験（大卒程度）を実施します。

【総合職試験】

▽募集期間

- ・インターネット申し込み 4月2日（月）～9日（月）
- ・郵送、持参 4月2日（月）、3日（火）
- ・第1次試験 4月29日（日）

【一般職試験（大卒程度）】

▽募集期間

- ・インターネット申し込み 4月10日（火）～19日（木）
- ・郵送、持参 4月10日（火）、11日（水）

詳しくは、人事院東北事務局第二課試験係（☎022-221-2022）まで。

被災者を対象に

住宅再建等個別相談窓口を開設

震災で被災した人の住宅再建について、個別相談窓口を開設しています。

▽相談日時 毎週月曜日から金

曜日（祝日を除く）の午前8時30分から（午後6時以降は、事前に連絡が必要です）

▽場所 市役所復興対策局

▽対象 震災により住宅が全壊または半壊し、住宅の再建を検討している人、または今泉・高田地区土地区画整理事業地内に被災した土地を所有している人

▽内容 復興事業（計画）における集団移転事業や土地区画整理事業についての相談など

詳しくは、復興対策局（内線323・324）まで。

法律事務所が常駐しました

いわて三陸ひまわり基金法律事務所を開設

3月5日（月）から、市内で初めて弁護士が常駐する法律事務所が開設されました。震災に関連した法律相談（相続の問題、債務の問題、その他）を、無料で受け付けます。

▽場所 高田町鳴石50-10

▽受付 平日の午前9時から午後5時30分（予約制）

▽その他 震災関連以外の相談については有料（30分3,150円）です。

詳しくは、同事務所（☎47-3613）まで。

一関商工会議所青年部から

「さんりく春の子どもまつり」を開催

震災後、被災地の支援活動を続けてきた一関市内の団体が連携し、子どもと保護者を対象に、さまざまなステージショーや遊びの場などを提供します。

▽日時 4月22日（日）午前9時～午後2時30分

▽場所 高田小学校体育館・校庭

▽内容 ふわふわすべり台の設置、炊き出し・ステージショー（絵本の読み聞かせ・ゲイビマンショーなど）・ミニ四駆大会など

詳しくは、一関商工会議所青年部（☎0191-23-3434）まで。

さまざまな形で子どもを亡くした親のつどい

「ひだまりの会」を開催

ひだまりの会は、子どもを亡くした親が集い、思いを分かち合っていく中で、この先もゆるやかにつながり、支え合うことを目的としています。専門家ではない経験者だけの集いです。子どもの年齢は問いません。

▽日時 3月25日（日）午後1時～3時30分

▽場所 市役所第3仮庁舎中会議室

詳しくは、発起人荻原（☎080-1029-2375）まで。

春休みに入っています

地域での子どもたちの見守りを

市内の小中学校、高校では、3月15日ごろから4月5日ごろまで、春休みになっています。少しずつ過ごし易くなってきている気候の変化や、店舗など生活環境が少しずつ整えられてきていること、長期の休暇であるということから気が緩み、思わぬ事件や事故に巻き込まれることも考えられます。

子どもたちが新年度を元気にスタートできるよう、地域の皆さんの見守りをお願いします。

詳しくは、少年センター（内線203）まで。

各世帯に配布します

資源とごみの分け方・出し方

平成15年に「ごみの分け方・出し方」を配布しましたが、その内容を一部改正した冊子を、3月下旬に全世帯に配布します。本冊子を参考にして、ごみの減量および分別徹底への協力をお願いします。

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線130）まで。

被災された個人の皆さんへ

個別相談会のお知らせ

「津波や地震で家も車も失っ

4月のごみ収集日について

指定ごみ袋などには行政区と世帯主の氏名を記入し、当日の朝8時30分までに集積場に出してください。

燃えないごみ・空きびん・新聞・チラシほか収集日

町名	収集行政区	燃えないごみ	空きびん	新聞・チラシ 雑誌・段ボール
矢作	2区～7区	25日(水)	18日(水)	11日(水)
	8区～14区	26日(木)	19日(木)	12日(木)
	1区、15区、16区	27日(金)	20日(金)	13日(金)
横田	1区～8区	19日(木)	12日(木)	5日(木)
竹駒	1区～7区	18日(水)	11日(水)	4日(水)
気仙	4区	3日(火)	24日(火)	17日(火)
	1区～3区、5区、6区	20日(金)	13日(金)	6日(金)
	7区～9区	23日(月)	16日(月)	9日(月)
	10区～14区	24日(火)	17日(火)	10日(火)
高田	1区～3区、17区	2日(月)	23日(月)	16日(月)
	4区、5区、16区	3日(火)	24日(火)	17日(火)
	6区～8区	4日(水)	25日(水)	18日(水)
	9区、11区、12区甲乙	5日(木)	26日(木)	19日(木)
米崎	10区、13区～15区	6日(金)	27日(金)	20日(金)
	1区～5区甲乙	9日(月)	2日(月)	23日(月)
小友	6区甲乙～11区	10日(火)	3日(火)	24日(火)
	1区～7区	11日(水)	4日(水)	25日(水)
広田	8区～10区	12日(木)	5日(木)	26日(木)
	12区、13区	12日(木)	5日(木)	26日(木)
	1区～3区、11区、14区、15区	13日(金)	6日(金)	27日(金)
	4区～7区	16日(月)	9日(月)	2日(月)
	8区～10区	17日(火)	10日(火)	3日(火)

- ごみは必ず指定の袋で出すようにしてください。
- 清掃センターでは、事業者から出る発泡スチロールやPPバンドについては受け入れませんので、持ち込まないようにしてください。
- 庭先や空き地での家庭ごみの焼却は禁止されています。詳しくは、市民環境課環境安全係(内線130)まで

燃えるごみ収集日

矢作1～16区	(水)(土)
横田1～8区	(火)(金)
竹駒1～7区	(火)(金)
気仙1～14区	(水)(土)
高田1～5区と16区	(月)(木)
高田6～15区と17区	(火)(金)
米崎1～11区	(火)(金)
小友1～10区	(月)(木)
広田1～15区	(月)(木)

※祝日は収集しません。

ごみを出す際の注意

- ・仮設住宅に住んでいる人は、仮設住宅専用の集積場所に出してください。
- ・学校専用の集積場所などには出さないでください。
- ・布団やブルーシートを出す際は、小さくたたんで、丈夫なひもでしばって出してください。(1m以内)
- ・段ボールは50cm×60cm以内の大きさにして、紙ひもでしばって出してください。
- ・ごみを多量に出す場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。

高台移転にかかる水道工事費補助金交付制度

震災により、住宅が全壊または半壊(解体した場合に限る)した世帯で、安全な場所に一戸建ての住宅(併用住宅で床面積の合計の2分の1以上を居住の用に供するものを含む)を建設する場合、その水道工事費の一部に対し補助金を交付します。(市が実施する防災集団移転促進事業、区画整理事業対象者は除く)

▽交付対象

- (1) 住宅が全壊または半壊した世帯で、被災者生活再建支援金(100万円、単数世帯75万円)および加算金(200万円、単数世帯150万円)を受領した者、またはこれを申請中の者
※住宅を建設しなければ、原則補助金は認められません。
- (2) その他、(1)の者と同等と認められる場合

▽交付対象工事など

- (1) 配水管から第1止水栓までの給水管布設工事
- (2) 水道の安定給水を図るためポンプ、受水槽などの設置が必要な工事
- (3) 水道が完備されている土地を購入した場合における(1)、(2)の工事費
- (4) 給水区域以外の区域に設置する飲用に供する自家水道工事(実績報告書に水質検査報告書を添付。飲用不可の場合補助金は交付できません)

▽補助金の額 限度額200万円(受益者が複数人いる場合は、個人が負担すべき額)

▽その他 補助金の交付申請は、平成23年4月1日以後の工事から遡及して対象となります。また、この制度は、平成31年3月31日まで施行します。

詳しくは、水道事業所(内線240・241・242・243)まで。

◆編集・発行◆ 陸前高田市企画部協働推進室 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192542111(内線172) ホームページ <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp> Eメール kyoudou@city.rikuzentakata.iwate.jp



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

2012年(平成24年) 3月15日号 ⑧